

**特別
弔慰金**

第12回特別弔慰金請求受付を開始

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦後80周年に当たり、国が戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金請求受付を開始しました。

対象者に該当する人は、請求期間内に手続きをお願いします。

対象者 遺族が軍人軍属としての在職期間中に死亡、または準軍属としての公務上の傷病、勤務に関連した傷病が原因で死亡している場合、次の①および②に該当する人で、最先順位者1人が特別弔慰金の支給対象となります

提出書類

- ①特別弔慰金請求書
- ②遺族の現況等の申立書
- ③請求者の戸籍抄本等
- ④その他必要な書類

※①～②の書類は福祉課窓口にあります。③は総合窓口で請求して下さい

※詳しくは市ホームページをご覧ください

福祉課 ☎ 43・5216

支給内容

額面27万5000円、5年償還の記名国債（毎年5万5000円を償還）

請求期限

令和10年3月31日まで

請求窓口

福祉課窓口

持参 申請者身元確認書類（マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証など）

助成金

生活困窮者エアコン購入等の費用を助成します

福祉課 ☎ 43-5216

居住する住宅に使用できるエアコンのない高齢者等の生活困窮者に対し、エアコンの購入や設置、修理を促進することで、熱中症による健康被害を予防することを目的に、費用の一部を助成するものです。

対象経費 エアコン購入等に係る費用

助成金額 最大5万円（1世帯1回、1台限り） ※対象経費と5万円を比較して少ない方の金額を上限とします

対象者 次の5つの項目すべてに該当し、★1と★2それぞれにひとつは該当すること

- ①世帯全員が市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること
- ②世帯員全員の住民税が非課税の世帯であること
- ③現に居住する住宅において、エアコンが未設置の世帯または故障により使用できるエアコンがない世帯であること
- ④このエアコン購入費等助成金の交付を受けたことがない世帯であること
- ⑤世帯員全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員ではないこと

★1 次のいずれかに該当する人

※いずれにも該当しない場合は助成対象外です

- ① 65歳以上の人のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人がいる世帯
- ③ 療育手帳A判定の交付を受けている人がいる世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人がいる世帯
- ⑤ 未就学児がいる世帯
- ⑥ 生活保護を受給している世帯（冷房器具の購入に要する費用に係る家具什器費の支給を受けた世帯を除く）

★2 世帯員全員の金融資産の合計金額が次の基準額以下であること

※基準額を超える場合は助成対象外です

- 1人世帯 468,000円
- 2人世帯 690,000円
- 3人世帯 840,000円
- 4人以上の世帯 1,000,000円

※助成を希望する人は、購入等対象店舗を含め、まずは福祉課へご相談ください

申請期限 10月31日（金）



※詳しくは市ホームページをご覧ください

地震対策を進めましょう !! 都市政策課 ☎ 43-5227

最大震度7を記録した令和6年能登半島地震では、広範囲にわたって多くの建物が倒壊するなど、大きな被害が発生しました。特に、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅の倒壊が多くありました。

市では、住宅の耐震化および老朽危険空家の除却を促進し、地震による住宅の倒壊から市民の生命を守るため、簡易耐震診断、住宅耐震化促進事業および老朽危険空家除却支援事業を行っています。



■耐震診断

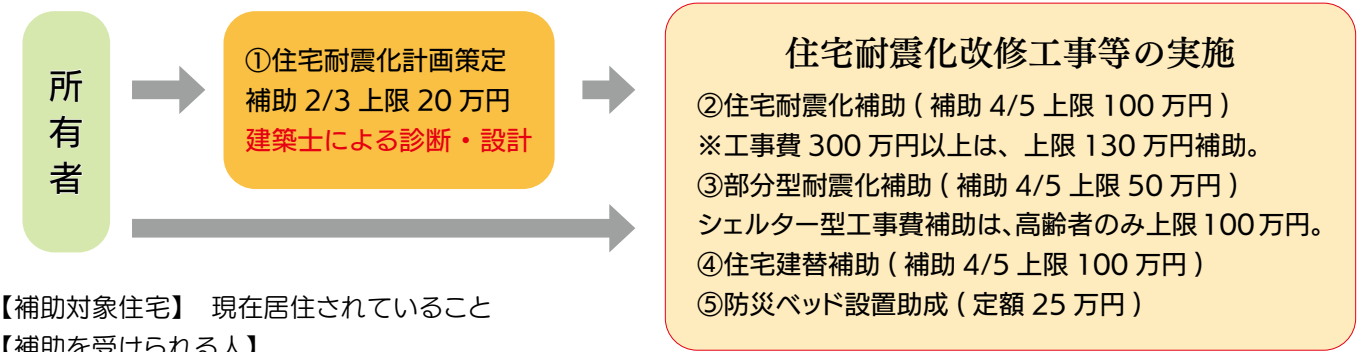
簡易耐震診断（無料）を行って、あなたの家の耐震性が「安全」か「安全でない」か判定します。

対象となる住宅は、**昭和56年5月31日以前に建設された住宅**です。



市ホームページ

■住まいの耐震化



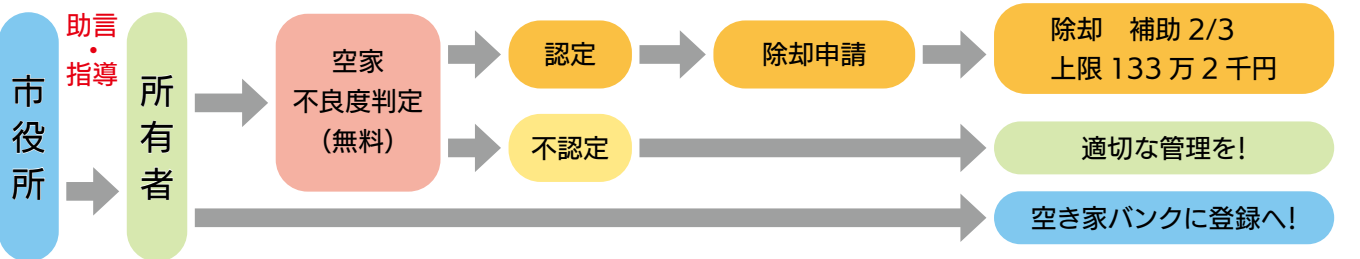
【補助対象住宅】 現在居住されていること

【補助を受けられる人】

対象住宅の所有者が南あわじ市民であり、所得が1,200万円以下であること

■危険空家の解体（老朽危険空家除却支援事業）

老朽化による危険度が高い空家（住宅）の除却費用の一部を補助します。



【補助対象住宅】 個人所有であること。（法人等の所有は不可）

【補助を受けられる人】 空家の所有者もしくは法定相続人



空き家バンク
ホームページ

共通の申請要件

- ・市税を滞納していないこと。
 - ・工事着手（契約）後の補助金申請はできません。
 - ・各事業は、補助金交付決定後、年度内（3月31日まで）の完了が必須です。
- ※このほかにも条件がありますので、詳しくは都市政策課（☎ 43-5227）にお問い合わせください